

トレーニングジム RECON 利用規約

第1条（名称）

本施設は、トレーニングジム RECON（以下「当ジム」という。）と称します。

第2条（目的）

当ジムは、会員が施設を利用することにより、健康の維持増進およびトレーニング環境の提供を図ることを目的とします。

第3条（会員）

1. 当ジムへの入会を希望する方は、本規約を承認のうえ、所定の入会手続きを行うものとします。
2. 当ジムの営業時間、利用可能時間、利用可能設備その他の利用条件は、会員区分ごとに別途定めるものとします。
3. 会員は、本規約のほか、当ジムが別途定める施設利用上のルールおよびスタッフの指示に従うものとします。

第4条（入会資格）

当ジムへの入会資格は、入会を申し込み、当ジムが入会を承認した方に限ります。

第5条（会員資格）

次の各号のいずれかに該当する方は、入会または施設の利用をお断りする場合があります。

1. 暴力団、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当する方、またはこれらと密接な関係を有する方
2. 医師等から運動を禁止されている方
3. 当ジムが会員として不適当と合理的に判断した方
4. 18歳未満の方で、親権者の同意を得ていない方

18歳未満の方が入会する場合、その親権者は本規約の内容を承認するものとします。

第6条（入会手続き）

当ジムへの入会を希望する方は、当ジム所定の方法により入会申し込みを行い、当ジムの承認を受け、指定された費用を支払うことにより会員資格を取得します。

第7条（入会金・会費等）

1. 入会金、月会費その他の料金は、当ジムが別途定めます。

2. 会員は、当ジムが定める会費等を、当ジムが指定する方法および期日までに支払うものとします。
3. 当ジムが受領した入会金および確定済みの会費等は、法令上返還義務が生じる場合を除き、返金しません。
4. 月の途中で退会した場合、または施設を利用しなかった場合であっても、会費の日割りによる返金または減額は行いません。ただし、当ジムが別途認めた場合はこの限りではありません。

第8条（退会・休会・会員区分の変更）

1. 退会、休会または会費が減額となる会員区分への変更を希望する場合は、適用を希望する月の前月10日までに、当ジム所定の方法により手続きを完了するものとします。
2. 前項の期限を過ぎた場合は、翌月以降の適用となります。既に確定した会費について、返金、減額、日割り計算または会員区分間の差額の返金はありません。
3. 会費が増額となる会員区分への変更については、前月10日を過ぎた場合であっても、当ジムが認めた場合に限り、当ジムが定める差額を支払うことにより変更することができます。この場合の変更時期その他の条件は、当ジムが別途定めます。
4. 会員区分の変更に伴い利用可能時間、利用可能設備その他の利用条件が変更される場合、変更後の会員区分に定められた利用条件が適用されます。
5. 当ジムが料金、利用時間、会員制度その他の運営内容を変更する場合において、通常とは異なる申出期限または移行期間を別途定めて会員に告知した場合は、その告知内容を適用します。

第9条（会員資格の譲渡等）

会員資格を第三者に譲渡、貸与または名義変更することはできません。

第10条（事故・盗難等）

1. 会員は、自らの健康状態および体調を確認したうえで、安全に十分配慮し、施設を利用するものとします。
2. 施設内または駐車場等において発生した盗難、紛失、負傷その他の事故について、当ジムの責めに帰すべき事由による場合を除き、当ジムは責任を負いません。
3. 貴重品その他の所持品は、会員自身の責任において管理するものとします。
4. 当ジムの故意または過失により会員に損害が生じた場合は、法令の定めに従い対応します。

第11条（会員の損害賠償責任）

会員が故意または過失により当ジムの施設、設備、備品または第三者に損害を与えた場合、当該会員は、その損害について法令に従い責任を負うものとします。

第12条（駐輪場・駐車場）

営業時間外に駐輪場または駐車場へ車両等を放置した場合、当ジムが特に許可した場合を除き、当ジムは必要に応じて移動その他の措置を行うことがあります。

第13条（会員資格の喪失）

会員は、次の各号のいずれかに該当した場合、会員資格を喪失します。

1. 退会したとき
2. 除名されたとき
3. 死亡したとき
4. 運営上の理由により当ジムを閉鎖したとき

第14条（除名・施設利用の停止）

会員が次の各号のいずれかに該当する場合、当ジムは施設利用の停止または会員資格の取消しを行うことができます。

1. 本規約または当ジムが定める施設利用ルールに違反した場合
2. 当ジム、他の会員、スタッフその他第三者の名誉または信用を傷つけ、もしくは施設内の秩序を乱した場合
3. 会費その他の支払いを2か月以上怠った場合
4. 施設または備品を必要以上に乱暴に扱った場合
5. 他の会員、スタッフその他の関係者に対して、威圧的、攻撃的または迷惑となる言動を行った場合
6. 相手の意思に反して、社会通念上相当な範囲を超える接触またはコミュニケーションを繰り返した場合
7. 施設の運営方針、利用ルール、スケジュールその他の運営事項について、社会通念上相当な範囲を超える要求または行為を繰り返し、当ジムの運営に支障を生じさせた場合
8. その他、当ジムが会員としての利用を継続することが困難であると合理的に判断した場合

第15条（退会）

1. 退会を希望する会員は、第8条に定める期限までに、当ジム所定の方法により退会手続きを完了するものとします。
2. 退会月の会費は、施設利用の有無または利用日数にかかわらず、全額支払うものとします。
3. 未払いの会費その他の債務がある場合、退会後もその支払義務は継続します。

第16条（施設の一時閉鎖・休業・利用制限）

当ジムは、次の各号のいずれかに該当する場合、施設の全部または一部を休業、閉鎖または利用制限することがあります。

1. 団体利用、競技会その他の行事を実施する場合
2. 天災地変、感染症、事故その他やむを得ない事由により運営が困難となった場合
3. 施設、設備等の保守、修理、点検または改修を行う場合
4. その他、当ジムが運営上必要と判断した場合

第17条（施設利用の禁止）

次の各号のいずれかに該当する方について、当ジムは施設利用を停止または禁止することがあります。

1. 刺青またはタトゥーを露出している方
2. 感染症その他、他の利用者へ感染するおそれのある疾病を有する方
3. 飲酒、薬物等の影響により、安全かつ正常な施設利用が困難と認められる方
4. 医師等から運動を禁止されている方
5. その他、本人または他の利用者の安全確保のため、当ジムが施設利用を適当でないと合理的に判断した方

第18条（会費・会員区分・利用条件等の変更）

1. 当ジムは、運営上必要がある場合、会費、会員区分、営業時間、利用可能時間、利用可能設備その他の利用条件を変更することがあります。
2. 会費、会員区分その他の利用条件を変更する場合、法令上必要な場合または当ジムが必要と判断した場合は、変更内容および適用時期を、当ジムホームページへの掲載その他当ジムが適当と判断する方法により告知します。
3. 変更に伴い特別な会員区分変更期間その他の移行措置を設ける場合は、その内容および期限について、当ジムが適当と判断する方法により案内するものとします。

第19条（諸規約等の遵守）

会員およびビジターは、本規約、当ジムが別途定める施設利用上のルールならびにスタッフの指示に従い、安全かつ適切に施設を利用するものとします。

第20条（規約の変更）

1. 当ジムは、法令の定めに従い、本規約を変更することがあります。
2. 本規約を変更する場合、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の事情を考慮し、合理的な内容とするものとします。
3. 本規約の変更にあたり法令上告知等が必要な場合は、当ジムホームページへの掲載その他当ジムが適当と判断する方法により、変更内容および効力発生日を告知します。

附則

本規約は、2026年10月1日から施行します。